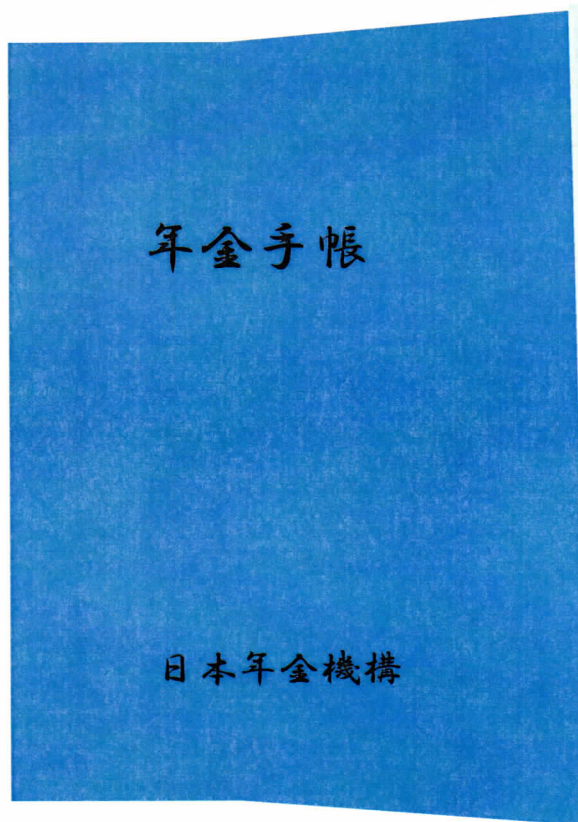


国民年金・厚生年金 被保険者のしおり



国民年金
ってなに？

厚生年金
ってなに？

注) この「国民年金・厚生年金 被保険者のしおり」の
制度内容、保険料額、年金額等は平成28年7月
現在のものです。



日本年金機構
Japan Pension Service

● ● も く じ ● ●

1. 年金制度ってなに？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 国民年金被保険者の種類・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 国民年金加入者の方へ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 厚生年金保険加入者の方へ・・・・・・・・・・・・ 9
5. 年金の給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
6. こんなときは届出を・・・・・・・・・・・・・・ 14
7. 年金の相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
8. 年金とライフステージ・・・・・・・・・・・・・・ 17
9. 「ねんきんネット」で、初めの一歩・・・・ 19

年金手帳は一生涯使用します！

国民年金、厚生年金保険に加入した方には年金手帳が交付されます。この年金手帳は、加入制度が変わったときや、年金の請求手続きなど一生をとおして使用しますので、大切に保管してください。

- ・年金手帳に記載されている基礎年金番号は、加入する年金制度が変わっても、一生をとおして使用する番号です。

1. 年金制度ってなに？

公的年金はみんなが加入し支え合う制度です

公的年金の制度とは、年老いたときやいざというときの生活を、働いている世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

- 日本国内にお住まいの 20 歳以上 60 歳未満の方に、国民年金への加入が法律で義務付けられています。
- 原則的には保険料を納めなければ年金を受け取ることができません。しかし、低所得などにより保険料を納めることが困難な方のために保険料免除制度があります。

「世代間扶養」という考えのもと、世代と世代が支え合っています。

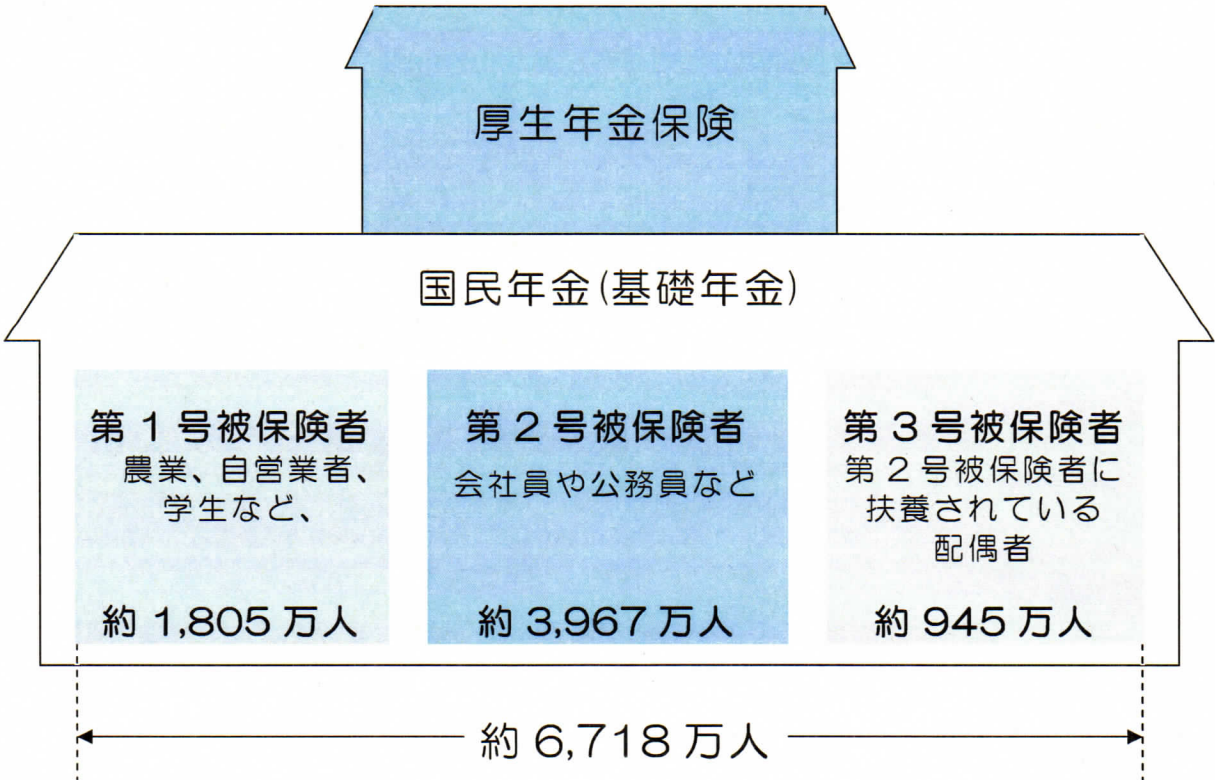
公的年金は、現役世代が両親世代の生活を支えるため、保険料納付の義務を果たし、将来は子ども世代に支えてもらうという世代間扶養の仕組みです。

自分が老後受け取る年金の額は、現役時代にどれだけ老後世代を支えたか(加入期間や支払った保険料)に応じて決まる仕組みになっています。

公的年金制度は「基礎年金」「厚生年金保険」の
2階建て構造です

日本の公的年金制度は、2階建て構造で、国民年金は国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての方が被保険者となり、高齢期になれば加入期間に応じて基礎年金を受け取れます。これに加え、会社員や公務員などは厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間に応じて報酬比例年金を受け取るようになります。

また、基礎年金の給付の半分は国庫負担(税金)でまかわれています。



※数値は四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

2. 国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	どんな人が？	加入の届出は？	保険料の納付は？
第1号被保険者	・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 等	お住まいの市(区)役所または町村役場へ届出	各自が納付
第2号被保険者	・会社員 ・公務員 等	お勤め先で事業主が届出	お勤め先で納付(給料から天引き)
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者のお勤め先経由で届出	自己負担なし(配偶者が加入する年金制度が負担)

結婚や就職、退職などで被保険者の種類が変わったときは、2週間以内に手続きをすることが必要です。

(詳しくは、14,15 ページをご覧ください)

【任意加入制度】

60歳になるまでに「老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしていない場合」や「40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合」は、60歳以降に任意加入することができます。

- ・年金額を増やしたい方は65歳になるまでの間
 - ・受給資格期間を満たしていない方は70歳になるまでの間
- また、外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人の方も任意加入することができます。

3. 国民年金加入者の方へ

国民年金の保険料

国民年金の第1号被保険者の保険料は月額16,260円(平成28年度)です。保険料の納付期限は翌月末(たとえば4月分は5月末まで)です。また、保険料をまとめて前払い(前納)すると保険料がお安くなります。

	納付方法	1カ月分(※1)	6カ月分(※2)	1年分(※3)	2年分(※4)
	月々支払	16,260円	97,560円	195,120円	393,000円(※5)
前納	現金支払 【割引額】	/	96,770円 【790円】	191,660円 【3,460円】	/
	口座振替 【割引額】	16,210円 【50円】	96,450円 【1,110円】	191,030円 【4,090円】	377,310円 【15,690円】

※1 当月末の口座振替にすると、月々の保険料が50円お安くなります(「早割」といいます)。

※2 4月分～9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分～翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。

※3 4月分～翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。

※4 4月分～翌々年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。

※5 393,000円は、平成28年度保険料16,260円の12カ月分と平成29年度保険料16,490円の12カ月分の合計です。

- ・月末が休日の場合は、翌営業日が振替日または納付期限となります。
- ・現金払いの場合には、6カ月、1年以外でも、ご希望月から翌年3月分までの前納も可能です。

おトク!

一般保険料に400円の付加保険料をプラスすると将来の年金額に上乗せして支給される制度があります。

国民年金保険料の納付方法

●口座振替

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

●クレジットカード納付(継続支払)

クレジットカードにより定期的に納付する方法です。

●金融機関、郵便局、コンビニの窓口、ATMでの納付

日本年金機構からお送りする納付書を使って、各窓口で納める方法です。

●電子納付(インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキング)

ご利用いただく場合は、あらかじめ利用される金融機関と契約を結ぶ必要があります。契約方法については、ご利用になる金融機関にお問い合わせください。

詳しい手続き方法などについては、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

◆国民年金保険料全額が「社会保険料控除」の対象です

年末調整や確定申告の際に必要な「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を、毎年11月上旬にお送りします。(10月以降に、その年初めて国民年金保険料を納付された方は翌年2月上旬にお送りします)

◆国民年金保険料の連帯納付義務者

被保険者の世帯主および配偶者は、保険料を連帯して納付することとなります。

保険料を納めることが難しいときは？

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請
手続によって保険料の納付が免除または猶予される制度があ
り、次の3種類があります。

①全額免除・一部免除申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される
場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料の
納付が全額免除または一部免除になります。

②納付猶予申請

50歳未満(※)の方で本人・配偶者の前年所得(1月から6月までに
申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、申請によ
り保険料の納付が猶予されます。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得(1月から3月までに申請される場合は
前々年所得)が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が
猶予されます。

※上記①～③は、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請することができま
すが、申請が遅れると万一の際に障害基礎年金などを受け取れない場合があ
りますので、すみやかに申請してください。

※上記①～③以外でも、障害基礎年金を受けているときや生活保護の生活扶助
を受けているときに、窓口に出すことで保険料の全額が免除される『法
定免除制度』があります。

◎保険料免除等の所得※の基準

※所得＝収入－必要経費等

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

●全額免除・納付猶予

$$=(扶養親族等の数+1) \times 35万円 + 22万円$$

●4分の3免除(4分の1納付)

$$= 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等$$

●半額免除(半額納付)・学生納付特例

$$= 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等$$

●4分の1免除(4分の3納付)

$$= 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等$$

「納付」と「全額免除・一部免除」等と
「未納」の違いをご確認ください

		納付	全額免除	一部免除	納付猶予 学生納付特例	未納
障害・遺族 基礎年金 (受給資格期間に 算入されるか?)		○	○	○	○	×
老 齢 基 礎 年 金	受給資格 期間に算 入される か?	○	○	○	○	×
	年金額に 反映され るか?	○	○ ※1	○ ※2	×	×

※1 2分の1 (国庫負担分)

※2 2分の1 と一部免除保険料分

〔平成21年3月分までは、3分の1が
年金額に反映されます。〕

- 一部免除は、一部免除保険料を納付していることが必要です。
- 7ページ①～③の期間分の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、加算金の上乗せされますので早めに追納したほうがお得です。

●保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。必ず、保険料を納めるか、納めることが困難な場合には7ページ①～③の免除等の申請をしてください。

●申請は、お住まいの市(区)役所または町村役場で受け付けています(郵送による手続きも可能です)。詳しくは「日本年金機構ホームページ」をご覧ください。

4. 厚生年金保険加入者の方へ

厚生年金保険に加入している会社、工場、商店、船舶など(適用事業所)に常時使用される70歳未満の方は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となります。

「常時使用される」とは、雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるといふ使用関係が常用的であることをいいます。

適用事業所

株式会社などの法人の事業所は厚生年金保険の適用事業所となります。

また、従業員が常時5人以上いる個人の事業所も、農林漁業、サービス業の一部などの場合を除いて厚生年金保険の適用事業所となります。

保険料と総報酬制

厚生年金保険料は、毎月の給与(標準報酬月額)と賞与(標準賞与額)に共通の保険料率をかけて計算されます(総報酬制)。保険料率は平成17年9月から毎年9月に引き上げられ、平成29年9月からは固定されます。

●厚生年金保険料率	〔平成27年9月 ～平成28年8月〕	〔平成28年9月 ～平成29年8月〕
・一般の被保険者	17.828%	18.182%
・船員・坑内員の被保険者	17.936%	18.184%

なお、厚生年金基金加入員や公務員等の保険料率は別に定められています。

●標準報酬月額

標準報酬月額は、加入者が受け取る給与(基本給のほか残業手当や通勤手当などを含めた税引き前の給与)を、一定の幅で区分した報酬月額に当てはめて決定し、保険料や年金額の計算に用います。

現在の標準報酬月額は、1等級(9万8千円)から30等級(62万円)までの30等級に分かれています。

●標準賞与額

標準賞与額とは、実際の税引き前の賞与の額から1千円未満の端数を切り捨てたもので、150万円を超えるときは150万円とされます。

●保険料の納め方

保険料は、加入者と事業主とが半分ずつ負担します。事業主は毎月の給料または賞与から保険料を差し引いて翌月の末日までに納めることになっています。

産前産後休業・育児休業中の保険料免除

産前産後休業または育児休業を行っている加入者の保険料は、その休業期間中に事業主が年金事務所に申し出を行うことにより免除されます(加入者、事業主負担分の両方)。なお、この免除期間は、将来、年金額を計算する際は保険料を納めた期間として扱われます。

5. 年金の給付

老齢年金

65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を終身にわたって受け取ることができます。

受給のためには一定の受給要件がありますが、保険料を納めた期間が長いほど(上限は40年：480月)、それだけ老後に受け取る年金も多くなります。逆に、保険料を納めた期間が短ければ受け取る年金額も少なくなります。

※厚生年金保険に加入した期間は「老齢厚生年金」が上乗せされます。年金額は、過去の報酬と加入期間に応じて決まります。

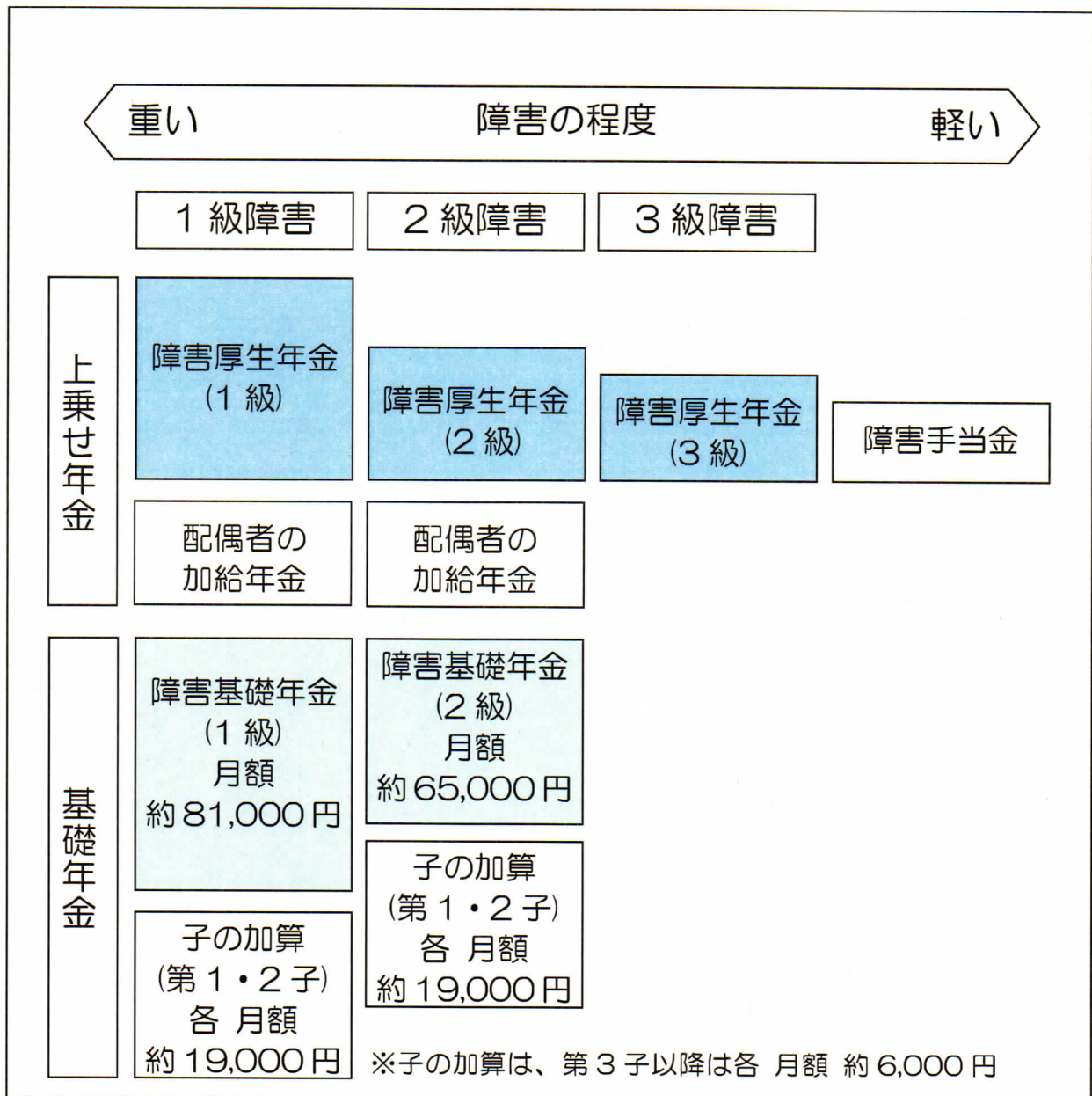
		国民年金の夫婦の例		厚生年金保険と国民年金の夫婦の例	
		夫	妻	夫	妻
上乗せ年金				老齢厚生年金 月額 約91,000円 【40年加入の標準例】	
	基礎年金	老齢基礎年金 月額 約65,000円 【40年納付】	老齢基礎年金 月額 約65,000円 【40年納付】	老齢基礎年金 月額 約65,000円 【40年納付】	老齢基礎年金 月額 約65,000円 【40年納付】
		合計月額 約130,000円		合計月額 約221,000円	

※標準的な厚生年金の額(夫40年加入、妻専業主婦)の現役世代(男性)の平均賃金に対する比率(所得代替率)は、平成26年(2014)では62.7%となっています。

障害年金

病気やけがで障害が残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。なお、受給のためには一定の納付要件、受給要件があります。

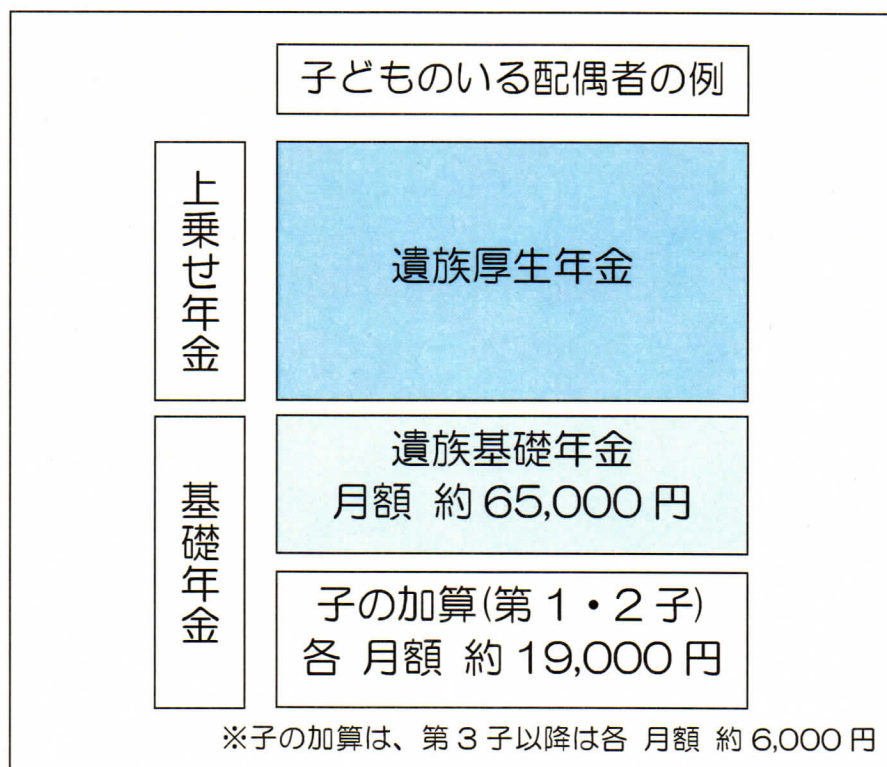
※厚生年金保険に加入している場合は「障害厚生年金」が上乗せされます。



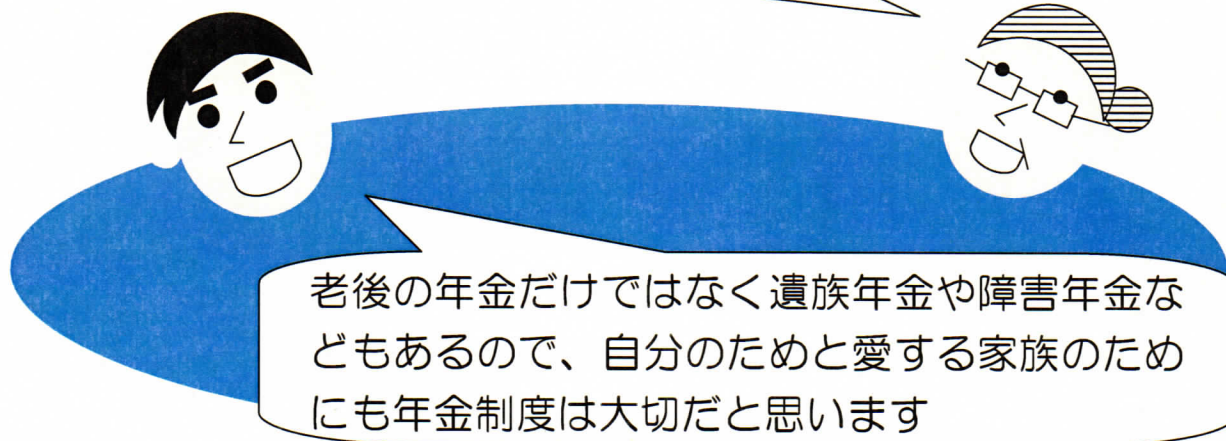
遺族年金

一家の働き手が亡くなったとき、子のある配偶者に対して、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。

※亡くなった人が厚生年金保険に加入していた場合は「遺族厚生年金」が上乗せされます。



年をとっても定期的に年金収入があるということは、生活も安定するので大変ありがたいです



老後の年金だけではなく遺族年金や障害年金などもあるので、自分のためと愛する家族のためにも年金制度は大切だと思います

6. こんなときは届出を

加入や種別変更などの届出

	こんなとき	変更後の被保険者の種別	届出先
20歳になった方	学生、自営業、無職などである	第1号被保険者	市(区)役所または町村役場
	厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されている	第3号被保険者	配偶者のお勤め先
現在第1号被保険者の方	就職して厚生年金保険に加入した	第2号被保険者	お勤め先
	結婚や減収等で厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者のお勤め先
現在第2号被保険者の方	会社を退職した	第1号被保険者	市(区)役所または町村役場
	退職して厚生年金保険に加入している配偶者に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者のお勤め先
現在第3号被保険者の方	増収や離婚等で配偶者に扶養されなくなった	第1号被保険者	市(区)役所または町村役場
	配偶者が厚生年金保険に加入していた勤務先を退職した		
	配偶者が65歳になり第2号被保険者ではなくなった		
	就職して厚生年金保険に加入した	第2号被保険者	お勤め先
	配偶者が転職等で加入する厚生年金保険の種類が変わった	第3号被保険者	配偶者の新しいお勤め先

氏名や住所変更などの届出

	こんなとき	届出先
現在第1号被保険者の方	住所や氏名が変わった 付加年金に加入したい	市(区)役所または 町村役場
	年金手帳を紛失した 保険料免除等の申請をしたい	市(区)役所または 町村役場、 年金事務所
	納付書を紛失した 前納の納付書がほしい	年金事務所
	口座振替の申し込みをしたい	金融機関 または年金事務所
現在第2号被保険者の方	住所や氏名が変わった	お勤め先
	年金手帳を紛失した	お勤め先 または年金事務所
現在第3号被保険者の方	住所や氏名が変わった	配偶者のお勤め先
	年金手帳を紛失した	年金事務所
共通	国民年金保険料の追納の 申し込みをしたい	年金事務所

7. 年金の相談

年金の相談は、お近くの年金事務所や「街角の年金相談センター」、または「ねんきんダイヤル」で受け付けています。国民年金については、市(区)役所または町村役場の年金相談窓口でも受け付けています。

【日本年金機構ホームページ】 <http://www.nenkin.go.jp/>
日本年金機構ホームページで、年金の基礎知識、年金事務所等の住所と電話番号が、ご覧いただけます。

お電話でのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」へ！

お問い合わせの際には、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

0570-05-1165

(050 から始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1165 へ)

(受付時間) 月曜日 午前 8:30～午後 7:00
火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15
第2土曜日 午前 9:30～午後 4:00

* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7:00 まで相談をお受けします。

* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

ねんきん定期便やねんきんネットのお問い合わせは、
「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ！

お問い合わせの際には、基礎年金番号または照会番号がわかるものをご用意ください。

0570-058-555

(050 から始まる電話でおかけになる場合は、03-6700-1144 へ)

(受付時間) 月～金曜日 午前 9:00～午後 7:00
第2土曜日 午前 9:00～午後 5:00

* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

8. 年金とライフステージ

成人、就職、結婚、定年…。人生には、さまざまなきごとがあります。良いことばかりでなく、ときには思わぬアクシデントに遭遇することも。そうした人生の「転機」と大きくかわっているのが年金です。ここでは、山あり谷ありの人生を送る一組の家族をモデルにしなが、ライフステージと年金との関係をご紹介します。

スタート

太郎 20 歳 国民年金加入

両親に教えられ、太郎は市役所の国民年金担当窓口で加入手続きを行う。この場合、太郎は「第1号被保険者」となります。

太郎 48 歳 不慮の事故で急逝

遺族年金の請求
遺族年金を維持していた太郎が亡くなった後は、花子に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支払われます。

楓太が成人

楓太、国民年金に加入
父の志を受け継ぎ、料理の道に力をつけたいという楓太。専門学校で勉強中の場合、学生納付特例制度が利用できます。

太郎 45 歳 退職して創作和食店を開業！

太郎は「第2号被保険者(会社員)」から、花子は「第3号被保険者」から、ともに「第1号被保険者」になります。市区町村での手続きが必要です。

楓太 24 歳 交通事故に遭う！

花子の必死の看病もあり3カ月後無事退院。

Q. もし、楓太に重度の障害が残ったら？
A. 障害年金を受けるために必要な保険料の納付要件を満たしているときは、障害基礎年金を受けることができます。

太郎さん：大学時代に身につけた英語のスキルを活かし、会社へ就職する。その後一大決心をして独立する。

花子さん：海外旅行先で、太郎と運命の出会い。結婚後はベストパートナーとして、太郎を支える。

楓太君：太郎・花子夫婦の自慢の一人息子。

太郎 23 歳 就職(厚生年金保険に加入)

厚生年金保険の加入手続きは、事業主が行いますので、太郎は自分で手続きする必要はありません。なお、この場合太郎は「第2号被保険者」になります。

太郎 29 歳、花子 24 歳 結婚

花子は専業主婦になり「第3号被保険者」に
第2号被保険者の被扶養配偶者となった段階で、「第3号被保険者」となります。第3号被保険者となるには、配偶者の勤務する会社を通じて届け出をすることが必要です。

3年後、長男(楓太君)が誕生

花子 65 歳 老齢年金の請求

65歳になった花子は老齢年金を受け取るための手続き(年金の請求)を行いました。
(遺族厚生年金と老齢厚生年金は選択となります)

花子 18 歳 就職(厚生年金保険に加入)

20歳未満であっても、厚生年金保険が適用されている事業所に勤めていれば、厚生年金保険に加入することになります。

太郎 26 歳 憧れの海外赴任へ

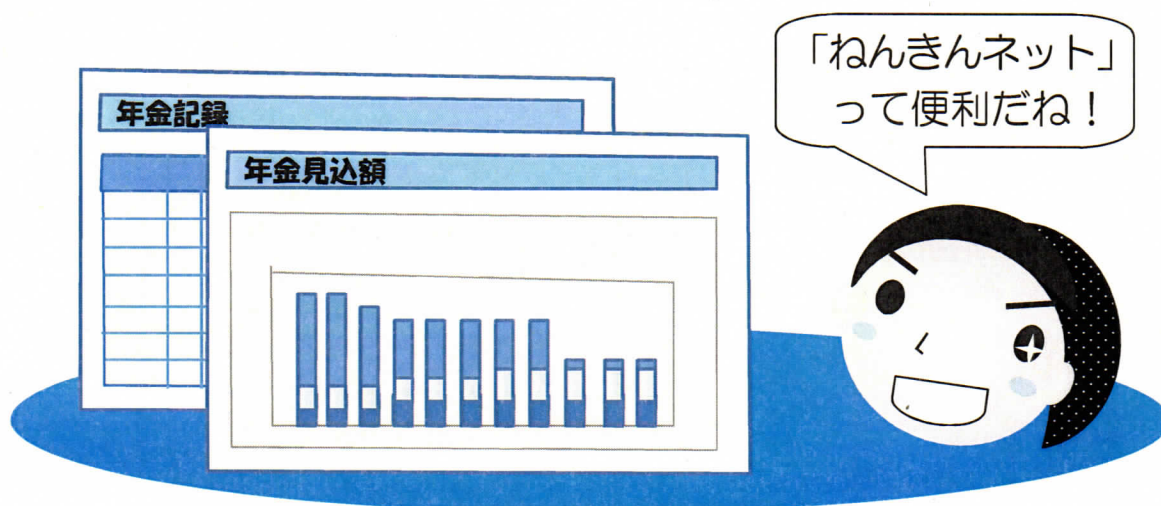
ついに夢を達成。ニューヨークの支店で3年間、バイヤーとして活躍する。
花子 21 歳のとき、海外旅行中に太郎と出会う。

ゴール

花子 70 歳、
楓太一家と楽しい年金生活

9. 「ねんきんネット」で、初めの一步

📖 ネットで何でもできる時代。年金だってネットが便利です。ネット世代の合言葉、まずは「ねんきんネット」に登録しましょう！



「ねんきんネット」のココがイイ！



- 年金記録を自宅で確認できる！
- 「ねんきん定期便」などをダウンロードできる！
- ライフプランに合わせて、年金見込額を試算できる！
- スマートフォンにも対応！

登録はカンタン！

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

※年金手帳が届いてから約1カ月程度、利用登録ができない場合があります。